

Ⅱ 日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者資格認定規程など

1 公認パラスポーツ指導員資格認定関係

(1) 公認パラスポーツ指導員資格認定規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者要綱（以下「要綱」という。）第3条（1）に規定する公認パラスポーツ指導員（以下「パラスポーツ指導員」という。）の資格取得などに必要な事項を定め、次の各号の実現を図ることを目的とする。

- (1) 障がいの種別および程度などに応じたスポーツの指導体制を確立し、障がい者のスポーツの普及を図ること。
- (2) 資質の高い指導者の養成を図ること。
- (3) 指導者の社会的信頼を確保すること。
- (4) 都道府県・指定都市、ブロックや競技毎に指導員の組織的連携をすすめ指導活動の促進を図ること。

(種類と役割)

第2条 パラスポーツ指導員の種類と役割は次のとおりとする。

(1) 初級パラスポーツ指導員

障がいやパラスポーツ、安全管理等に関する基礎的な知識や障がい者に対応するための基本的な技術を持ち、地域に住む障がい者を運動やスポーツへと導く。プレイヤーに運動やスポーツの楽しさ、基本的な運動の仕方やその意義や価値を伝える。地域の大会や行事に積極的に参加し、指導員組織の事業にも積極的に参加し、地域のパラスポーツ振興を支える。中級パラスポーツ指導員資格取得をめざすなど自己研鑽を積むようにする。

(2) 中級パラスポーツ指導員

障がいやパラスポーツ、安全管理等に関する専門的な知識と障がい者に対応するための技術と経験を持ち、地域に住む障がい者を運動やスポーツへと導く。指導計画を立て、プレイヤーに運動やスポーツの楽しさ、各競技の基本的な技術や練習方法を指導する。障がい者がスポーツすることの意義や価値をプレイヤーとパラスポーツを取り巻く人々に伝える。地域の大会や行事では運営のリーダーとして参加者を支援し、スタッフをまとめる。また、全国障害者スポーツ大会の役員として参加する。地域のパラスポーツ振興の課題を理解し、関係諸団体と連携してその解決をめざす。上級パラスポーツ指導員資格取得をめざすなど自己研鑽を積むようにする。

(3) 上級パラスポーツ指導員

障がいやパラスポーツ、安全管理等に関するより専門的な知識と障がい者に対応するための高度な技術と豊富な経験を持ち、地域に住む障がい者を運動やスポーツへと導く。指導計画を立て、プレイヤーに運動、スポーツの楽しさや競技の専門的な技術や練習方法を指導する。障がい者がスポーツすることの意義や価値をプレイヤーに伝えるとともに広く社会にアピールする。地域の大会や行事を企画、運営し、参加者を支援し、スタッフをまとめる。また、全国障害者スポーツ大会の中心的な役員として活動する。地域のパラスポーツ振興のリーダーとして課題を理解し、関係諸団体と積極的に連携を図りその解決に取り組む。初級および中級パラスポーツ指導員の研鑽を促進、支援するとともに自ら研鑽して知識や技術を習得するようにする。

(資格取得)

- 第3条 前条に規定する資格を取得しようとする者は、公認パラスポーツ指導員資格認定細則（以下「細則」という。）第3章に規定する養成講習会において、パラスポーツ指導員基準カリキュラム（以下「基準カリキュラム」という。）を修了しなければならない。
- 2 細則第4章に規定するパラスポーツ指導員資格取得認定校においては、学内で実施される開講科目によって、基準カリキュラムを修了しなければならない。
 - 3 中級指導員の認定校については初級指導員の基準カリキュラムと中級指導員の基準カリキュラムの双方を実施し、在学中に計80時間以上の活動経験を積まなければならない。
 - 4 中級指導員の認定校については、初級指導員の基準カリキュラム修了時に、希望者は初級指導員の資格取得の申請ができるものとする。

(認定)

- 第4条 パラスポーツ指導員の認定は、次の各号のいずれかに該当し、資格取得申請をした者を会長が認定する。
- (1) 協会が認定したパラスポーツ指導員養成講習会の修了者。
 - (2) 協会が認定する学校などで所定の要件を満たした者。
 - (3) その他、特別に会長が認めた者。

(資格の有効期間および更新)

- 第5条 資格の有効期間は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、期間の途中において新たに認定を受け登録することができる。
- 2 認定手続きの申請を毎年1月1日から3月31日までに提出した場合は、次年度登録とする。
 - 3 資格の更新を希望する者は、期限内に登録料を納めなければならない。

(資格の喪失)

- 第6条 パラスポーツ指導員は次に該当するとき、その資格を喪失する。
- (1) パラスポーツ指導員資格の更新をしなかったとき。
 - (2) その他、パラスポーツ指導員として適当でないと会長が認めたとき。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 [平成24年1月27日一部改正]

- 1 「財団法人」を「公益財団法人」への移行に伴い変更し各項目を整理した。

附 則 [平成26年4月1日一部改正]

- 1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

附 則 [令和2年4月1日一部改正]

- 1 公認障がい者スポーツ指導員養成講習会のカリキュラム変更に伴い、「公認障がい者スポーツ指導員の種類と役割」を修正した。

附 則 [令和5年4月1日一部改正]

- 1 「公認パラスポーツ指導者」への名称変更に伴い、「指導員」に関する標記を整理した。
- 2 「障がい者スポーツ」を「パラスポーツ」へ標記を変更し、各項目を整理した。